北海道告示第11415号

水洗炭業に関する法律（昭和33年法律第134号）第29条第2項の規定により、保証金の取りもどしについて次のとおり告示する。

令和8年9月4日

北海道知事　鈴木　直道

1　登録されていた水洗炭業者の名称及び住所並びに事業を行う場所

（1）　名　　称　　玉田産業株式会社

（2）　住　　所　　岩見沢市4条西15丁目3番地

（3）　事業を行う場所　　美唄市字美唄1780番地27、31

2　登録の年月日および登録抹消の年月日

（1）　登 録 の 年 月 日　　令和7年3月11日

（2）　登録抹消の年月日　　令和8年7月27日

（令和8年6月30日廃業）

3　供託されている保証金の額　　５００，０００円

4　水洗炭業に関する法律第22条の規定による優先弁済権を有する被害者は、この告示の日から6か月以内に水洗炭業者保証金規則（昭和33年法務省・通商産業省令第1号）の様式2による申出書2通を空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に提出すること。

5　４の申出書の提出がないときは、当該保証金は１の登録されていた水洗炭事業者に取りもどされる。